

文書・記録の日中文化交流

——博徳書と參天台五臺山記——

藤 善 眞 澄

(一)

最近ブックロードの新語さえ生むほどに、日中關係史上の主役を演じつづけた典籍の往來に注目が集まっている。遣隋使、遣唐使達が漢籍の購入にとめたであろうことは推測に難くない。たとえば大寶二年（七〇二）入唐の遣唐執節使、粟田眞人の少録となった山上憶良が、則天武后の頃に書かれ中國でもさほど廣くは讀まれていなかったはずの張鷟撰『遊仙窟』をはじめ、『志怪記』や占相書である『鬼谷先生相人書』、はては葛洪の『抱朴子』、僞疑經とみられる『壽延經』などに言及しており、¹⁾これらの漢籍は彼が入手將來した可能性が高いのである。當時、外國人の行動は必ずしも自由ではなく物品の購入にも認可を得なければならなかったが、²⁾それでも彼らは在京中あるいは往來の途中、はたまた風待ちの停泊などで折ふし書籍の購入に努力したのではなかったか。

『舊唐書』日本傳に、よく知られた

文書・記録の日中文化交流

開元の初め、又使を遣わして來朝す……。得る所の錫賚は盡く
文籍を市め、海に泛びて還る（『新唐書』略同）

の記載がある。史料によって混亂がみられ、この使節を粟田眞人とするものさえあるが、阿倍仲麻呂に言及することでも明らかのように玄昉や吉備眞備を伴った遣唐押使多治比縣守とするのが正しい。³⁾玄宗よりの賜物をすべて典籍購入にあてた具體例であり、隨行者にも、これに習う者が多かったのではないかと思われる。さしずめ入唐兩次を數える第四次遣唐副使となった吉備眞備などは、留學生當時より懷具合も潤澤であったに違いなく、かつ唐の事情に精通しているだけに前回の經驗を生かし、短時日とはいえ手際よく不足の典籍を蒐集し得たはずである。

留學生が主として佛教典籍を、留學生が一般典籍いわゆる外典を將來した具體的な例として、よく引き合いに出されるのが養老元年（七一九）入唐し天平七年（七三五）に歸着した前出の玄昉と吉備眞備である。玄昉が玄宗から紫袈裟を賜わり、諸種の佛像と開元十

八年（七三〇）に編纂された『開元釋教錄』所載の入藏經五千四百八卷を持ち歸り、これをもとに光明皇后の五月一日經が角寺の寫經所で書寫されたことは周知のとおりである。⁴⁾

吉備眞備は儒學、律令、儀禮、軍事などを博く習得したが、歸朝して彼が獻上した物色には多くの器具のほか高宗朝の『顯慶禮』と思われる『唐禮』百三十卷、『大衍曆經』一卷、『大衍曆立成』十二卷、『樂書要錄』十卷がみえ（『續日本紀』天平七年四月二十六日條）、また『東觀漢記』百二十三卷を將來した事實が指摘されている。大庭脩氏が『東觀漢記』を紹介する藤原佐世の『日本國見在書目』の原注をもとに眞備自注の將來目錄の存在と、留學生も留學生と同様目錄を提出する義務があったのではないかと推定されたのには賛成である。もともとは日本の慣例というより中國の目錄や外國使節に求めた貢物色目等に發するものであろうが、失われた目錄には他に多くの典籍が記入されていたに違いないのである。それらは書肆にならび、あるいは書寫された個人の藏書を買ひ受け、さらには寫經生・書生などに依頼したもののほか、自らが抄寫したものも多かったであらう。

ところで『延喜式』卷三〇・大藏省條には入諸蕃使への賜物が記載されており、入唐使の場合、大使には「絶六十疋、綿一百五十屯、布一百五十端」、副使には「絶四十疋、綿一百屯、布一百端」、判官には「絶十疋、綿六十屯、布四十端」そして留學生・留學生にはそれぞれ「絶四十疋・綿一百屯・布八十端」、還學僧には「昉二十疋・

綿六十屯・布四十端」とある。滞在年數の長短によって事情は異なつてこようが在唐十八年の玄昉や眞備などには困窮の影がつきまわつていたのでなかったか。その推測を裏づけるエピソードとして『日本書紀』の持統四年（六九〇）十月條に大伴部博麻に與えられた嘉詔のことがみえる。博麻は百濟救援軍の一兵士として海を渡つたが敗れて捕虜となり唐へ連行された。高宗の麟德元年（六六四・天智三）唐の情勢を日本に傳えんものと、急ぎ歸國を企てた留學生の氷連老人や土師連富杼・筑紫君薩野（夜）馬、弓削連元寶兒（超元寶）らが費用の捻出に苦しんでいるのを知り、博麻は自分の身を賣つて計畫を助けた。ようやく歸國できたこの年、忠義の心を賞揚され務大肆の位に敍せられたというわけである。氷連老人らの入唐年次は白雉四年（六五三・唐永徽四）であつて在唐十年のキャリアを持つが、このエピソードこそ長期滞在の留學生、留學生が必ずしも裕りある生活ではなかったことを物語つてくれる。

この限りある滞在費を典籍の購入や書寫にあてた彼らの努力は多とせねばならないが、それだけに自らが筆寫した書籍や文書・記録の量も相當數に上つたであらうと思われる。このように漢籍の將來は頻繁に、しかも大量に行われ大陸文化導入の主役を終始演じつづけたのであつた。ただし漢籍に目を奪われるあまり、有形、無形にわたる脇役達の存在とその實效を輕んじ、あるいは見逃してはならないのである。

ちなみに前稿「藥師寺東塔檨銘と西明寺鐘銘」では有名な藥師寺

東塔の椽銘が唐都長安の西明寺梵鍾銘をもとに書かれたとする先學の指摘をふまえ、「西明寺鍾銘」は西明寺上座であった道宣の手になることを論證した。あわせて道宣が編纂した『廣弘明集』所録のものを参考にしたとみるよりは西明寺に住し、かつ歸國薬師寺の移建にも貢献した道慈が梵鐘から直接に寫し取ったメモを生かしたとみるのも面白く、またそれが眞實に近いのではないかと推測しておいた。⁶⁾道宣の『廣弘明集』か道慈のメモか、いずれとも判断しにくい問題に、しかも「西明寺鍾銘」を道宣の作と論じた筆者にとつて最も無難であるはずの前者を差し置き、敢てメモに加擔したゆえんは、大陸文化の受容に決定的な役割りを果たした内外典籍の華かさ
に隠れ、ほとんど顧みられることのないメモの効用に、いささかのスポットを當ててみたいという懐いからでもあった。

ここで文書および記録の定義を論ずるつもりは毛頭ないが、典籍を除き意思傳達の用件を記す狹義の文書類として傳存し、著録された告身、公驗、過所あるいは奏狀、書狀、公移、牒文はては印章に至るまで、日中關係史のみならず往時の國際情勢や中國社會を知る貴重な史料ともなっている。これらの官文書については専論も多く研究が進んでいる。しかし私文書とりわけ記録・備忘録の類は、やがて著述や編纂物に吸収され棄て去られる運命にあつたためか、ほとんど顧みられることはない。思うにより狭く自己のための備忘録に限定しても、その累積した記録に日付が加えられ、やがて日記・旅行記へと展開する次第を考えれば、直接見聞し體驗したもののだけ

に效用のほどは計り知れないものがある。古文書と同様、記録による文化受容に關心を拂うゆえんである。

(二)

『舊唐書』卷一九九上・新羅傳に、唐太宗の貞觀二二年、新羅の眞徳王が派遣した金春秋が、國學に詣りて釋尊と講論を觀たいと請うたとき太宗は自製の「溫湯碑」と「晉祠碑」ならびに自撰の「晉書」を賜與したとある。

この「晉祠銘」はいわずと知れた并州太原の唐叔虞祠に寄せた太宗御製の書「晉祠之銘并序」(『金石萃編』四六)であり、その二年前に太原へ行幸し高祖擧兵ゆかりの晉祠に詣でたときの作である。また「溫湯碑」とは敦煌出土の拓本に残る「溫泉銘」のことに違いないが、兩方とも王羲之風の書を得意とした太宗自慢の行書である。また「晉祠銘」と同年に編纂上梓の『晉書』をあわせ贈った狙いは、『晉書』そのものというより宣帝と武帝の兩本紀および陸機・王羲之兩傳の論贊で、これを太宗自ら執筆したことに意味があつたからとみねばならない。時あたかも唐の威令は遠く及び、西北邊に勢力を振ってきた薛延陀を屈服させた結果、回紇の南に參天可汗道を設け、入貢のため六八箇所の驛を置き食糧・驛馬を配したい旨を奏請されたのも、その前年のことであつた。

また西方では龜茲を降し雲南では松外諸藩を伐ち、内附するもの七〇部族・十萬九千餘戸という戦果をあげており、王玄策がインド

を伐って大捷を博し凱旋したのは、この年のことである。何よりも注目すべきは、太宗が前回の失敗にもめげず第三次高句麗遠征に乗り出す準備を着々と押し進めていたことである。このように積極的な對外戦略を展開中の太宗が、高句麗・百濟と仇敵の間柄にあり、

かつ唐とは服屬關係にある新羅の使節へ自筆の碑銘を賜與した意中を付度するとき、内容の如何にかかわらず、碑銘は單なる碑銘に終るものではなくなる。それは大唐帝國や天可汗の榮光と威徳を凝縮し代辯させた外交文書に様變りし、時として國書にも匹敵する役割を果たすものであったといえよう。おおよそ典籍を含めて、文獻には相互の目的によつて、性格・内容を超えた效用の期待される場合もあるが、本論では飽迄も著作、編纂物に埋没した記録、メモ類に焦點を絞る、その果たした役割の一端を垣間みることにする。

長期滞在の留學生、留學僧達は典籍蒐集もさることながら歳月に比例して文書や記録をも多く残したに違いないのである。その意味で玄昉の『五台山記』は示唆的である。『七大寺巡禮私記』興福寺條に「〔玄昉〕僧正五台山記」として玄昉が慶寛と入唐し、開元十三年四月に五臺山へ登り數かずの靈瑞を経験した話を傳えている。これを玄昉の實體驗に基づくものとする東野浩之氏説に従うならば、⁷⁾最古の旅行記であり、わが國の文殊信仰、五台山詣でに先鞭をつけた貴重な史料となるが、それはまた同様の記録が他に存在したことを充分豫測させるものでもある。この『五台山記』が全體としてどのような體裁を取ったものなのか断定はできないけれども、佚文を

見るかぎり圓仁の『入唐求法巡禮行記』に先行する旅行記風の備忘録と推定される。

今、『五台山記』より古い、旅行記風の日本最古の記録である「伊吉連博徳書」を例にとれば、備忘録としての性格が鮮明に認められる。博徳は齊明天皇（六五九）、遣唐大使坂合部石布（磐鋏）の判官となり副使津守吉祥の第二船に乗り込み出航した。彼らは、遭難した第一船の石布にかわつて百濟の島を経由して越州に上陸、洛陽に赴き高宗に謁見し、無事大任を果たした。が不幸にも唐による百濟征伐の時に遭遇し禁足を喰らつたのち齊明七年五月にようやく歸國できた。その一部始終を傳えたものが「博徳書」にほかならず、報告のため記録されたものを歸朝後にまとめたものと考えられる。⁸⁾

己がじし入唐次第を綴つたのか、博徳が記録を擔當する役であつたのかは不明である。けれども、留學僧にさえ諜報活動を強いたふしが認められる時代のこと、⁹⁾唐側の情報を超大漏らさず入手したかゝつたに違いない。また入宋僧成尋が齋然法橋の『在唐記』をガイドブックとして携行したことも推測できるように、¹⁰⁾後に續く者のために記録を残すことが肝要であり、また要請されていたと思われる。

「日本書紀」卷二六・齊明天皇五年（六五九）秋七月戊寅の條に引く「博徳書」には

〔九月〕十六日 夜半之時、吉祥連船行、到越州會稽縣須岸山、東北風、風太急、廿二日、行到餘姚縣、所乘大船及諸調度之物、留着彼處、潤十月一日、行到越州之底、十月十五日、乘驛入京、

廿九日、馳到東京、天子在東京。

〔九月〕十六日、夜半の時、「津守」吉祥連の船は行きて越州の會稽縣の須岸山に到る。東北の風ふく。風ふくこと太だ急し。廿二日、行きて餘姚縣に到る。乗る所の大船及び諸の調度の物は彼の處に留め着く。閏十月一日、行きて越州の底(府の誤りか)に到る。十月十五日、驛に乗じて京に入る。廿九日、馳せて東京に到る。天子は東京に在り。

とある。博徳が乗った津守吉祥連の第二船は會稽縣の須岸山に達し、そこから餘姚縣をへて越州に到着したわけである。須岸山については『東征傳』にもみえ、珠巖山すなわち象山とする藤田元春説に對し、安藤更生氏は現在の朱家尖に當てるが、今ひとつ明確ではない。いずれにせよ第二船は餘姚縣まで乗り入れてここに繋纜し、陸路越州に赴いたのであり、風待ち足留めなどを考えれば、日程にも記述にも奇妙なところはない。ところが十五日、驛に乗じて東都洛陽に向わせ、そして高宗に謁見するまでの越州―洛陽間については記事が完全に脱落している。これをいかに理解すべきか迷うところではあるが、内容的には連続しており單なる節略とも思えない。

一行は越州―洛陽間二八七〇里を十五日ほどで通過したことになっている。唐代の驛傳制によれば『新唐書』卷四六・百官志・禮部主客郎中條に

乘傳者、日四驛、乘驛者六驛

なる規定がみえ、三十里一驛の原則で試算すると一日の行程は傳馬

一二〇里・驛馬一八〇里となり、博徳らの十五日は驛馬のものにはば一致する。しかし顯慶五年の歸路において十一月廿四日東京發、翌年正月廿五日越州着の六十一日を要したこととあわせ、閏月を含めて日付にながしか混亂があるように思える。さらに越州―洛陽間の交通事情を考慮すれば水驛すなわち運河の併用を念頭に置く必要がある。

ところで『唐律疏議』卷八・衛禁律には使節往來にかんし「主客式」を引いて

(1) 蕃客の入朝には、在路に於いて「蕃」客と交雜するを得ざれ。
(2) 亦「蕃」客をして「唐」人と言語せしむるを得ざれ。

(3) 州縣の官人は、若し事無くんば亦、客と相い見ゆるを得ざれ。の禁止行爲規定三則を紹介しており、これはわが『延喜式』卷二一の玄蕃寮條にも採用されるなど、よく知られた條項である。いうまでもなく職制律の「漏泄大事」條にリンクする内容であって、國家機密を漏泄した者は絞刑に處せられ、重大な機密でない事でも徒一年半とし、外國使節に泄らせば一等を加え重きものは斬刑となった。

如上の規定をもとに「博徳書」で越州―洛陽間の記録が脱落し、歸路においても同様に東京から越州へ一足飛びである事情を勘案すると、その間の記録が歸朝報告として直截には不必要であり節略したとすればいとも簡單であるが、それでは面白くない。この旅程には必要最小限の應接を除いて外部との交わりを断たれた結果、ほとんど筆にすべき材料入手が困難であったからと見るのが合理的では

なからうか。

寶龜八年、第十四次遣唐使の報告には松浦郡橋の浦に到泊した第三船の判官小野滋野の上奏があり、この中でも海陵縣に着き揚州大都督府にて處分を受けてのち揚州から京にとぶ。第一船にて天草に漂着した大伴宿禰繼人もまったく同様の報告をしている。さらに延暦二十三年の藤原葛野麻呂の場合も、福州から上都に赴くことが書状に書きつらねてある。これも同様の事情からと思われる。

ともあれ、もし博徳書が日記あるいは旅行記として成熟したものであれば、顯慶四年十二月より五年八月に至る百濟遠征に伴う西京幽閉の際はやむを得ないとしても、往復の行旅においては、なんらかのコメントを残してもおかしくはないはずである。「博徳書」を立體的に検討された北村氏が白雉五年十二月條を除く博徳について日記風記録であり旅行記風記録であるという點でA（白雉五年二月條所引・筆者注）と形式を異にしているが、しかし單なる日記でも旅行記でもない。それは日程・旅程の記事がかなり詳細ではあるが、だからといって毎日毎日を断片的に記録にとどめたというものではなく、むしろ後になって一個の體驗記として整理統一したと思われるほどの簡潔なまとまりを示している¹⁷。と結論づけられているのも、むべなるかなである。「博徳書」は日附を採用しながら「以己未年七月三日、發自難波三津之浦」にも伺われるように日記、旅行記としては未成熟、記録の域を脱し切っていない。圓仁の『入唐求法巡禮行記』などと比較すれば一目瞭然で

ある。やはり備忘録風に書きとめた隨行記録を編集しなおしたと見るのが正鵠を射ていよう。

(三)

「博徳書」で最も注目したのは「卅日、天子相見、問訊之」のくだりである。この年紀が潤十月二十九日の誤りであることは坂本太郎氏に論證があり、また相見問訊の儀が博徳入唐の前年（顯慶三・六五八年）に頒行されている唐儀禮、いわゆる顯慶禮にあった賓禮に基づき執り行われたものとは大庭脩氏の指摘がある¹⁸。

①卅日、天子相見問訊之、日本國天皇平安以不、

使人謹答、天地合徳、自得平安。

卅日、

天子、相い見えて問訊^{とわ}る。

日本國の天皇、平安にてましますや不や、と。

使人謹みて答う、天地に徳を合せて、自らに平安なることを得と。

②天子問曰、執事卿等、好在以不。

使人謹答、天皇憐重、亦得好在。

天子問うて曰く、事を執る卿等、好く在るや不や、と。

使人謹みて答う、天皇の憐重^{めぐみたま}えば、亦好く在ることを得、と。

③天子問曰、國內平不。

使人謹答、治稱天地、萬民無事。

天子問うて曰く、國內は平かなりや不や、と。

使人謹みて答う、治は天地に稱いて、萬民事無し、と。

④天子問曰、此等蝦夷國、有何方。

使人謹答、國有東北

天子問うて曰く、此れ等、蝦夷の國は何れの方に有るや、と。

使人謹みて答う、國は東北に在り、と。

⑤天子問曰、蝦夷幾種。

使人謹答、類有三種、遠者名都加留、次者龜蝦夷、近者名熟蝦

夷、今此熟蝦夷、每歲入貢本國之朝

天使問うて曰く、蝦夷は幾種ぞ、と。

使人謹みて答う、類三種有り、遠きは津加留と名い、次は龜蝦

夷、近きは熟蝦夷と名う。今の此は熟蝦夷なり。歲毎に本國の

朝に入貢る、と。

⑥天子問曰、其國有五穀

使人謹答、無之、食肉存活

天子問うて曰く、其の國に五穀有りや、と。

使人謹みて答う、無し。肉を食いて存活う、と。

⑦天子問曰、國有屋舍

使人謹答、無之、深山之中、止住樹本。

天子問うて曰く、國に屋舍有りや、と。

使人謹みて答う、無し。深山の中にして、樹の本に止住いす、と。

⑧天子重〔問〕曰、朕見蝦夷身面之異、極理喜怪、使人遠來辛

苦、退在館裏、後更相見。

天子重ねて〔問う〕て曰く、朕見るに、蝦夷の身面は異にして極理て奇怪なり。使人ら遠く來りて辛苦らむ、退きて館の裏に在れ。後に更めて相い見みえん、と。

後半は末尾の慰勞部分を除き蝦夷をめぐる質疑應答で埋められている。「博徳書」には見当たらないが『日本書紀』には男女二人の蝦夷を伴ったことが記されており、その風體に高宗がすこぶる興味を示した様子が分る。そこには文書では味わえぬ、朝見の緊迫した雰囲気なくしては考えられない臨場感にあふれており、對面して行われたやりとりのままが記録されたものとみられる。けだし高宗が直接使節に聲をかけ、使節がストレートに言上できるわけではなく、すべて通事舍人を介して行われたものである。

「博徳書」の接見儀は『大唐開元禮』の賓禮、とりわけ「皇帝受蕃使表及幣」の條項に相當するが、應答の場面に於いて原文を示せば、

〔通事〕舍人前承敕、降詣使者前、問蕃國主、使者再拜、對訖又再拜、舍人回奏、又敕問其臣下、使者再拜對、又勞使者以下、拜對及舍人廻奏、並如常

舍人前すみて敕を承け、降りて使者の前に詣り、蕃國主を問う。

使者再拜し、對え訖らばまた再拜す。舍人回かへり奏す。又敕を承けて其の臣下を問う。使者再拜して對う。又使者以下を勞う。

拜對及び舍人の廻り奏すること、並びに常の如くす。²²⁾

「博徳書」に描寫された次第とほとんど一致するが、例外は蝦夷についての下問數條であり、むすびの「使人遠く來たりて辛苦れば、退きて館の裏に在れ」までも賓禮の「使者以下を勞う」に相應している。「博徳書」の確かさ、ひいては博徳がいかに誤りなくメモを取っていたかを證據だてるものといえよう。

四

成尋の『參天台五臺山記』卷四、熙寧五年十月五日條に「博徳書」を彷彿させる記載がみえる。成尋ら一行はこの月十一日、東京開封に到着すると、早速使者をたてて參着を報告、宣旨が降るのを待った。十三日、太平興國寺傳法院から傳法院を宿舍とする旨の命があったので來るようにとの連絡がとどき、馬で傳法院に向かい、朝散大夫・試鴻臚少卿・同譯經宣祕大師・賜紫慧賢らの來迎をうけて宿房に入った。

午の時、敕使の侍中御藥官名なり來坐す。通事を以て種々の事を問

答す。公家の寺家に日本僧八人と通事の日ひ喰くを下さるる文書三枚を客省に送らる。即ち捺印す。儀式は優義なり。黃門は女聲なるに依りて勾當の僧を召し、數尅、沙汰さるること最も丁寧なり。

この御藥とは入内侍省東頭供奉官・勾當御藥院・傳法院事の李舜舉ではないかと思われる。彼は文字通り傳法院擔當の、まさに「黃門は女聲」に相應する宦官である。

李舜舉、字は公輔、諡を忠愍といい、『宋史』四六七・宦者二に本傳がある。『參記』中には李供奉あるいは御藥とみえ、李舞舉、李無舉と誤寫されているが、當時傳法院をあずかり成尋らの公的處置に當った人物である。彼は仁宗・英宗の信任を受け神宗朝には内侍として最大級の活躍を見せ、「頗る書傳を覽、文辭筆禮を能くし」御藥院にあること十四年、神宗は「李舜舉、公忠奉上、恭勤檢身、終始惟一、以安以榮」なる十九字の親筆を賜ったほどである。宦官にしては硬骨の人で執政の王珪・王安石に對しても毅然たる態度で接し筋を通したという。のち西夏との作戦に、『夢溪筆談』で名高い沈括らの守る延州に特使として派遣され、銀州故城の北方に永樂城を築いて前線基地としたが、元豐五年八月から九月にかけて西夏軍の猛攻にあい二萬の兵とともに全滅するのである。彼は成尋が携帶した太政官發行の阿闍梨官符を見せるよう求め、かつ

以て出し見せるに、寺の賜紫僧を以て天覽の爲に書寫せしめ印す

という。ただ御藥自身の好奇心というより、身許確認の職責より發したものであろう。

ところで翌日の十四日にやはり李舜舉と思われる敕使の御藥が來訪し問訊のため筆談した事實がある。ここで成尋は筆談に用いた御藥のメモを貼付したもののらしく頭注に「以下四行、唐人之書」という但し書きがあり、文言も重複している。そして御覽に供する日本から將來した物色、成尋に下された阿闍梨傳燈大法師位に補す太政官牒、皇太后藤原寛子の『法華經』、同皇太后の六尺の髮、齋然の『在唐日記』、圓仁の『入唐求法巡禮行記』等を進上したことをしたためたあと、再び御藥との應答がみえる。

① 又被問云、日本自來爲甚不通中國入唐進奉。

答云、滄波萬里、人皆固辭、國(因)之久絶也。

又問われて云えらく、日本は自來よき爲い甚かで中國と通じ入唐進奉せざるや、と。

答えて云えらく、滄波萬里、人びと皆固辭す。之れに因りて久しく絶えしなり。

② 又被問、即今國主姓甚。

答〔云〕日本國主本無姓、雖聞有名由、庶人不知之。

又問われて云えらく、即今ただいまの國主の姓は甚いに、と。

答えて〔云えらく〕日本國主に本より姓は無し。名有るの由を

聞くと雖も、庶人は之を知らず、と。

③ 又〔被〕問云、日本近上官人員、呼甚、有多少來(乎)。

答、太政大臣兼關白從一位藤原某、乃至參議位階姓名、依員書進了、御藥、子一點參内畢。

又問われて云えらく、日本の近上官の人員、呼ぶこと甚いに。多い少い有るや、と。

答えて〔云えらく〕太政大臣兼關白從一位藤原某〔頼通〕……乃至……參議の位階・姓名を員に依りて書き進め了んぬ。御藥は子の一點に參内し畢んぬ。

李舜舉の質問三箇條が、いずれも次節の十五日條にみえる神宗の下問⑨および⑩・⑪の各條に相應するところを見れば、李舜舉はあらかじめ成尋らの身元を口頭にて確認し、規定にもとづく質問狀を傳法院にあずけ解答を準備させたものであろう。宋朝の蕃客接待、いわゆる賓禮規定に沿ったものではなかったかと思われる。

成尋が文書あるいは記録を『參記』に貼付した痕跡は頻繁に認められる。卷三・八月廿八日の條に

(a) 未時、管内副僧正傳教臨壇首座賜紫廣教大師用和、出文狀

(b) 秀州管内副僧正傳教臨壇首座賜紫廣教大師用和

右 用和 謹 祇候(候)

謝

日本傳教闍梨大師 伏取

慈旨

牒件狀如前 謹牒

熙寧五年八月 日

秀州管内副僧正傳教臨壇首座賜紫廣教大師 用和

(c) 來坐船中、志與茶二瓶并燒香。有慚愧人也。拜見皇太后御經、

顯密目錄了、與文狀一紙 在右

杭州を發つて三日目、秀州に着き、その翌日、州城北門の兜率院前にもやいでいる成尋らの船を、秀州管内副僧正用和が訪ずれ、名刺替りの文狀を出したというものである。(a)より(c)に本來つながっていたことは文の構成から明らかである。その間に介在する(b)の用和の文狀は、ここに成尋が貼付したものを、後人が書寫するにあたって本文に移したため無理が生じたものに相違ない。それを傍證するのが(c)の末尾にいう「文狀一紙を與う、右に在り」のくだりである。

今日、叨けなくも闍梨大法師に聖教並びに王后の經を見示せらるるを承け、用和これを幸いとすること無量

の文に始まる第二の文狀は、宋代佛教の現狀を知る貴重な内容となつてはいるが、本論では割愛したい。この文狀が「右に在り」といながら實は左に書かれているのは、左の誤字ではなく成尋が右端に貼付したものを内容にあわせ、ここに轉寫したからであろう。

同様の例を示せば、卷三の九月五日條にみえる蘇州通判軍州事の

嚴君貺から酒五瓶を贈られたとき、

文字云、「宣奉郎中・屯田員外郎・通判蘇州權發遣軍州・兼管

内勸農使・騎都尉・賜緋魚袋嚴君貺、法酒五瓶、右謹送上、伏

惟留納、謹狀」者、使與錢卅文了

のあとに「九月 日」の日付をもち宣奉郎中以下の官職・肩書・

(姓名)を前後に配した

法酒伍瓶

右謹送

上 伏惟

留納 謹狀

九月 日 宣奉郎中尙〔書〕屯田員外郎通判

軍州兼管内勸農事騎都尉

〔賜〕緋魚袋嚴君貺 狀

なる書狀を掲載している。そして原本頭注に「此枚唐人手跡也」とあり。考證は書簡を原本に挿入したものとみているが、まさに考證通りであつて、嚴君貺の手紙を一應本文に書きとめながら、ここに記念として書簡そのものを貼付したものであろう。それがのち書寫されるとき本文に移しかえられた結果、二重になったものに違いない。

また同月十日の條には潤州に達したときのこととして

(a) 登時來會、管内僧正・宣教大師日華、管内副僧正・延慶寺賜

紫 白超

(b)管内僧正宣教大師 日華

右 日華 謹祇候

起居

國師 伏取

慈旨

牒件狀如前 謹牒

熙寧五年九月 日 管内僧正宣教大師 日華 牒

(c)管内副僧正延慶寺賜紫 白超

右 白超 謹祇候

起居

國師 伏聽

裁旨

牒件狀如件 謹牒

熙寧五年九月 日 管内副僧正延慶寺賜紫 白超

(d)普慈院住持傳法沙門慶蒙、甘露院住持傳教比丘慶天、各出文狀、來問答法門、不委記

とあり、日華と白超の文狀には頭注に「唐書」の二文字が加えられている。これは明らかに本文では(a)につづけて(d)があったにもかかわらず、書寫する者が本文に移しかえるとき、念のために「唐人の書」の頭注を施したものと考えられる。如上の例だけでも成尋の性癖というべきか、入手した官私の文書を旅行記に貼付しているのであり、『參記』はし

たがって宋代の文書の寶庫ともいえる様相を呈するにいたった。

このような形跡は枚擧に違がないほどであり、次節にみる神宗の下問も同様であつたろう。

(五)

十月十五日、三藏の梵才大師惠詢から招きがあり三藏の房に出向いたところ、神宗からの下問を見せられた。それは

午時、三藏來請、即向房。令見

皇帝問日本風俗、答學文武之道、以唐朝爲基

で始まっている。これは文章としておかしく「令見」以下は、構成

上

令見

皇帝問

皇帝、問日本風俗、答學文武之道、以唐朝爲基

に改めるべきである。なぜなら現行の形になったのは、おそらく成尋の原稿が「令見／皇帝問」のあと十七箇條の質問、應答を飛ばし「未時、御藥來。預院書生、令清書來、曰可進奉由示了」に直結していたからに違いない。そして十七箇條は別紙となっている案文が、この部分に貼付してあり、これを書寫の際に本文の中に組み込んだ結果、ダブリとして「皇帝問」の部分の削去したのだと思われる。

①一に問う、日本の風俗は、と。

答う、文武の道を學び、唐朝を以て基と爲す、と。

②一に問う、京内の里數は多少ぞ、と。

答う、九條・三十八里なり。四里を以て一條と爲し、三十六里、一條の北邊は二里なり、と。

③一に問う、京内の人屋の數は多少ぞ、と。

答う、二十萬家なり、と。

④一に問う、人戸は「多」少ぞ、と。

答う、幾億萬なるやを知らず、と。

⑤一に問う、本國の四至は多少ぞ、と。

答う、東西七百里、南北五千里なり、と。

⑥一に問う、「本」國の郡邑は多少ぞ、と。

答う、州は六十八、郡は九百八十有り、と。

⑦一に問う、本國の王は甚「麼」に呼ぶや、と。

答う、或は皇帝と稱し、或は聖王と號す、と。

⑧一に問う、百姓に號有りや、と。

答う、百姓に號有り、藤原・源・平・橘等を以て高姓と爲す。其餘の百姓は委く記すに違あらず、と。

⑨一に問う、本國は明州と相い去つること至近きに、何に因りてか中國に通ぜざるや、と。

答う、本國は明州と相い去つること海沿の間、幾里の數なるやを知らず。或は七千餘里と曰い、或は五千里と曰う。波は高く泊り無く、中國に通じ難し、と。

⑩一に問う、本國の貴官には是れ何なる名目有るや、と。

答う、大政大臣一人、左大臣一人、右大臣一人、内大臣一人、

大納言四人、中納言六人、參議八人、是れを上卿と名う、と。

⑪一に問う、本國の世系―三藏の云えらく、神代・人代を世系と名う―は、と。

答う、本國の世系は神代七代なり。第一は國常立尊、第二は

伊弉諾・伊弉册尊、第三は大日靈貴、亦是天照大神と名う。日

天子始め生れて帝王と爲り、後に高天に登り天下に照すが故に

大日本國と名う。第四は正勝尊、第五は彥尊、治むること三十

一萬八千五百四十二年、前王の太子なり。第六は彥火々出見尊、

治むること六十三萬七千八百九十二年、前王の第二子なり。第

七は彥劍尊、治むること八十三萬六千四十二年なり。次ぎは人

代。第一は神武天皇、治むること八十七年、前王の第四子なり。

第七十一代が今上國主なり。皆神氏を承く、と。

⑫一に問う、本國の四時、寒暑は中國と同じきや同じからずや、と。

答う、本國の四時、寒暑は中國と同じ、と。

⑬一に問う、明州より日本國に至るに、先ず何なる州郡に到るや、

國王の都する所を去つること近きや遠きや、と。

答う、明州より日本國の太宰府筑前國博多津に至る、津より

國王の都する所を去つること二千七百里、と。

⑭一に問う、本國の用を漢地に要むるものは是れ何なる物貨ぞ、と。

答う、本國の用を漢地に要むるものは香・藥・茶坑・蘇芳等

なり、と。

⑮一に問う、本國には是れ何なる禽獸有りや、と。

答う、本國には師子・象・犀・羊・孔雀・鵝鸚等無し、餘の類は皆有り、と。

⑯一に問う、本國の王の姓氏は、と。

答う、本國の王には姓無し、と。

⑰一に問う、本國は毛國を去ること近きや遠きや、と。

答う、毛國を去ること近きや遠きやを知らず、と。

右の質問状がやはり貼付されていたことは、これに續けて「未の時、御藥來る。院の書生をして清書せしめ來たりて曰く、進奉す可き由を示し了んぬ」としながら、この後に

唐朝郡即州名、邑即縣名、村即鄉名也。答郡有九百八十、以爲小州名、是爲本國最善、日本郡、唐朝名縣也、

の記述があることでも分り、かつ文言の内容はこれが⑥の質問にもかかわることであることを物語ってくれる。しかも⑩の世系に加えた梵才三藏の説明を参照すれば、如上の文が⑥の條下にあるべき原注であったことを知る。

また成尋は問答とは別に關係記事をあらまし書き残していたことが想定され、その證を傍線部分の「是爲本國最善」という事義不明な一節に見出す。恐らく⑭の中國の物貨で欲しいものは何かと訊ねられ、香藥・茶坑・錦・蘇芳などと答えた箇所を補う説明句であろうが、このような混亂を招いた元凶こそ、ほかならぬ貼付文書であ

って筆寫される過程で本文への挿入箇所を誤ったものと考えられる。

成尋はこの問答記事の末尾に

申の時、院の書生來たり、清書の文の奥に愚名わがを取もとむ。即ち加え了んぬ。其の清書の文に云う

として

日本國大雲寺主阿闍梨傳燈大法師位成尋 今供本國事件如後

問答如前³⁰⁾

(……〔問答十七箇條〕……)

右謹具如前 謹錄狀

上

牒件狀如前 謹牒

年月 〔日〕

日本國大雲寺主阿闍梨傳燈云々

を掲載しているが、文書様式から見て「問答如前」の原注を加えて中間の部分をはぶき、また後を節略し、清書された奏狀から寫し取ったことが判明する。要するに如上の問答十七箇條は傳法院の書生に預けた案文にほかならず、それが正式の奏狀として整えられ清書されてもどって來た折り、成尋は例の如く前後を寫し案文を貼付したという次第である。正式の文書ではないけれども、このメモ風のものが、いかに貴重な史料であるかは贅言を必要とすまい。

宋代の賓禮と内容については次稿に譲るとして、ひとまず「伊吉博徳書」にみえる唐の賓禮と「參記」のそれを對比すれば、謁見の

場において行われた唐禮、朝見に先立って下問書を發し、あらかじめ解答させる宋禮とは大きな相違がある。

註

- (1) 『萬葉集』卷五「沈病自哀文」。なお神田喜一郎「萬葉集の骨格となつた漢籍」(『神田喜一郎全集』八卷・扶桑學志)。
- (2) 『唐律疏議』衛禁律參照。東野浩之「遣唐使の文化的役割」(『遣唐使と正倉院』)に寺觀への參詣、物品の購入を中心に行動が不自由であつたことへの指摘がある。典籍の場合は禁書のこともあり、かなり制約があつたと思われる。
- (3) 『新唐書』日本傳には「開元初、粟田復朝、請從諸儒受經、詔四門助教趙玄默、卽鴻臚寺爲師、獻大輻帝爲贊、悉賞物買書以歸」とあり『文獻通考』卷三二四・四裔などもこれに従っている。「復朝」とは留學生の吉備眞備が天寶勝寶三年(七五一・玄宗天寶十年)に藤原清河の遣唐副使として入朝したことと關係するのかもしれない。なお『冊府元龜』卷九七四・外臣部・褒異の開元五年十月戊辰條に「其使眞人英問」とあり、杉本直治郎氏により「アガタモリ」の音譯であることが明らかにされている(『阿倍仲麻呂傳研究』)。
- (4) 石田茂作『寫經より見たる奈良朝佛教の研究』。堀一郎「玄防法師の死」(『堀一郎著作集』三卷)。皆川完一「光明皇后願經五月一日經の書寫について」(坂本太郎博士還曆記念『日本古代史論集』上)。太田品二郎「吉備眞備の漢籍將來」(『太田品二郎著作集』)。東野浩之註(2)論文。
- (5) 大庭脩『古代中世における日中關係史の研究』附篇第一章第二節「遣隋使遣唐使と典籍」。
- (6) 『アジア遊學』4号「日本の遣唐使」(勉誠社、一九九九)。
- (7) 東野前掲論文。なお森克己氏はこれを疑問視する(『遣唐使』至文堂、一九五五)。
- (8) 坂本太郎「日本書紀と伊吉連博德」(西田先生頌壽記念『日本古代史論叢』北村文治「伊吉連博德書考」(坂本太郎博士還曆記念『日本古代史論集』上)、大庭脩「伊吉連博德書と大唐開元令」(註(4)の本篇第九章)に佚文が集められている。
- (9) 直木孝次郎「古代朝鮮における間諜について」(『樞原考古學研究所論集』五號)、同「定惠の渡唐について―飛鳥・白鳳朝佛教の性格に關する一試論」(『古代史の窓』)。拙稿「六朝佛教教團の側面―間諜・家僧門師・講經齋會」(京都大學人文科學研究所『中國貴族制社會の研究』)。
- (10) 『參記』卷四・照寧五年十月十四日條。
- (11) 藤田元春『上代日支交通史の研究』第七章、安藤更生『鑿眞大和尚傳之研究』第十章の註九。
- (12) 『舊唐書』地理志三・越州條にも「東都至二千八百七十里」とあり『通典』州郡十二・會稽郡條は「去東京二千八百七十里」とし『太平寰宇記』も同じである。なお『元和郡縣志』江南道二・越州條に「西北至東都二千六百七十里」とするのは八を六に誤つたものであろう。
- (13) 『大唐六典』卷五・兵部駕部郎中員外郎の條に「凡三十一驛、天下凡一千六百三十有九所」とある。『通典』卷三三・職官一五・鄉官參照。唐代の驛傳については坂本太郎『上代驛傳制の研究』、陳沅遠「唐代驛制考」(『史學年報』第一卷五期)、青山定雄「唐代の驛と郵及び進奏院」(『唐宋時代の交通と地誌地圖の研究』第三章第一節)「嚴耕望『唐代の交通』(中央研究院歷史語言研究所、一九八五)。なお石見清裕氏は十五日計算で驛馬使用以外には得られない數値とされる(『唐の北方問題と國際秩序』第三部第二章「交雜の禁止」汲古書院)。ちなみにこの行程は唐の官文書傳達の行程と符合すること、中村裕一氏の『唐代官文書研究』第四章第八節の「唐代の情報傳達に就いて」(中央出版社)に指摘がある。ただ、第十四次遣唐使は揚州―長安間を八十八日、第十七次は同じく五十八日を要している。いよいよ誤解

や日付の混乱と考えるしかない。

- (14) 閏十月一日のあと、本文では十月十五日條へとつづくが「十月」の二字は衍字とするのが通説となっている。また高宗に謁見した「卅日」は閏十月が二十九日までしかないので二十九日の誤りと見る坂本太郎説も、東京に到着したその日に拜謁を許されたという奇妙な仕儀を、どう解決するのだろうか。記事や日付に混乱があるように思われる。この点については別に論じよう。

- (15) 交雜の語義については石見前掲書に「外國人との密かな取引や男女交渉」という見解がある。

- (16) 諸漏泄大事應密者、絞、大事謂潛謀討襲及收捕謀叛之類、非大事應密者、徒一年半、漏泄於蕃國使、加一等」とある。また擅興律に「諸密有征討、而告賊消息者、斬、妻子流二千里、其非征討而作間諜、若化外人、來爲間諜、或傳書信、與化外人竝受、及知情容止者、竝絞」とあるのも關係する。布目潮瀨「機密漏洩罪を通じてみた中國律令制の展開」(唐代史研究會報告第五集『中國律令制の展開とその國家・社會との關係―周邊諸地域の場合を含めて―刀水書房、一九八四)同「唐職制律の『漏泄大事の條』について―機密漏洩罪の系譜」(龍川政次郎博士米壽記念論集『律令制の諸問題』汲古書店、一九八四)。

- (17) 北村文治註(8)論文。

- (18) 坂本太郎「日本書紀と伊吉博德」(西田先生頌壽記念『日本古代史論叢』、大庭脩「伊吉博德書と大唐開元禮」(『上古中世における日中關係史の研究』第九章)。

- (19) 底本は「本」に作るが、木の誤寫かも知れない。

- (20) 底本は「奇怪」を「喜怪」に作るが『集解』に従う。

- (21) 『日本書紀』、『唐會要』卷一〇〇・蝦夷國條「顯慶四年十月、隨倭國使至入朝」とある。

- (22) わが國の賓禮も略同であったこと『續日本紀』寶龜十年五月丁巳條に見えている。

- (23) 底本は「公家被下寺家日本僧八人、通事曰浪文書三枚送客省」とある。考證には浪を衍字かとし、初め食の字を誤寫し、左肩に匕の字を加えたものが轉じて浪字になったものではないかと推測しているが、

『唐會要』卷一百・雜錄・證聖元年(六九五)條にみえるとおり、蕃國使入朝には程糧と呼ばれる食糧支給を蕃國の等級により唐側が行っていた。宋代もこれを實施し滞在費に相當するのが日浪であろう。ただ衍字とするのは誤りで浪は餐の俗字にはかならない。

- (24) 『續資治通鑑長編』卷二三四・熙寧五年六月壬申條。

- (25) 入唐、あるいは入貢の誤りかも知れない。

- (26) 『刪補參天台五臺山記』は「九條三十六里、四里爲一條、合三十六里」とし、一條の北邊は計上していない。

- (27) 『刪補』は「問本國四至」に作る。あるいは四至に原注「東西南北界」があったのかも知れない。

- (28) 後段に述べるとおり日中の州郡邑を説明する原注があったとみる。

- (29) 因は原本・底本に國と作るが雲本に「疑因字」とあるのに従う。

- (30) 原本・底本とも「同答如前」を注として書いているが、具體例として本文に入れるべきであり、同は問の誤植であろう。
(本稿は平成十年度科學研究費補助金による研究成果の一部である)